

住民税の住宅ローン控除について (市町村への申告が不要になりました)

平成19年からの税源移譲により所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅借入金等特別控除(以下、『住宅ローン控除』といいます。)額が所得税から控除しきれない場合があります。今までこのような場合には、朝日町へ「住民税住宅ローン控除申告書」を提出していただいておりました。今年からは「源泉徴収票に住宅ローン控除可能額、入居年月日等の記載のある方」、「確定申告で住宅ローンの申告をされた方」については、原則、申告不要になりました。

また平成21年度地方税法改正により平成21年から平成25年中に入居された方も住民税の住宅ローン控除の対象となります。但し、平成21年中に入居された方については、初年度申告の今年は確定申告をしていただく必要があります。

	従来(昨年申告分まで)	今年から(平成22年申告時期より)
対象者	平成11~18年中の入居者	平成11~18年中及び平成21~25年中の入居者
適用年度	平成20~28年度	平成22~35年度
控除額	以下のうちいずれか少ない方 ①住宅ローン控除可能額から所得税額を差し引いた額 ②税源移譲前の税率で計算した所得税額から税源移譲後の税率で計算した所得税額を差し引いた額	以下のうちいずれか少ない方 ①住宅ローン控除可能額から所得税額を差し引いた額 ②所得税の課税総所得等に100分の5を乗じた額(上限97,500円)
申告要否	市町村への申告が必要	市町村への申告は不要(平成21年中入居の方は確定申告をする必要があります。)

なお、以下の方については、住民税からの住宅ローン控除の対象とならない場合があります。

- ①所得税において住宅ローン控除可能額の全額が控除しきれた場合
- ②所得税において住宅ローン控除の対象となっていた建物を売却されたり、住宅ローンを全額返済されたことにより、所得税において住宅ローン控除とならない場合。
- *住民税の住宅ローン控除は、翌年度の住民税から差し引かれるものであり、この控除の適用を受けることによって税金が還付されるものではありません。
- *平成20・21年中に入居された方については、所得税で特例措置が講じられているため、この制度の対象にはなりません。
- *申告する場合の期限は、毎年確定申告終了日までです。(確定申告書、住民税の住宅ローン控除申告書、全て確定申告終了日までが期限です。期限を過ぎると適用されませんのでご注意ください。)

～平成22年度から前納報奨金が廃止されます～

平成22年度から個人の町・県民税及び固定資産税の『前納報奨金』が廃止されます。

この制度は、昭和25年の戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況を背景に、税収の早期確保と納税意欲の高揚を目的として創設されました。しかし、長年にわたる納税者皆様のご協力により、当初の目的は達成されたこと、町・県民税の給与所得者(特別徴収)や年金特徴には適用されず不公平感があることなどの理由により、平成22年度より廃止することになりました。

納税者の皆様には税負担の公平性と財源確保のためご理解を頂き、今後とも町税の納付にご協力をお願いいたします。

なお、全納は今まで通りすることができます。

口座振替で全納から各期に変更を希望の方は、2月26日(金)までに役場総務税務課税務室に届出させていただきますよう宜しくお願ひいたします。

□問い合わせ先:税務室 377-5655